⑵　区域外事業所を有しないと仮定した場合における法人の常時使用する従業員の雇用及び当該従業員に対して支給する給与等に関する計画

(イ)　(1)(イ)の期間において法人の常時使用すると仮定される従業員数　　総計○○人

(ロ)　(イ)の従業員に対して支給されると仮定される給与等の支給額　　総計○○百万円

(ハ)　(1)(イ)の期間内の年度別内訳

(i)　○○年度

(a)　予定従業員数　　小計○○人

(b)　給与等の支給予定額　　小計○○百万円

(ii)　○○年度

(a)　予定従業員数　　小計○○人

(b)　給与等の支給予定額　　小計○○百万円

8．積立て期間内における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の推移

	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
従業員数							

（備考）1　項目2．⑵、7及び8については、区域外事業所を有する又は有しようとする場合に限り記載すること。

2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第五の五及び別記様式第五の六中「第17条各号」を「第17条第1項各号」に改め、別記様式第五の六の注を次のように改める。

注1　⑺は、指定する法人が区域外特定事業所を有する場合は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。⑼において「震災特例法」という。）第18条の3第1項又は第26条の3第1項の規定に基づき再投資等準備金を積み立てようとする事業年度又は連結事業年度（⒀から⒄までにおいて「積立て年度」という。）において⑹の復興産業集積区域の区域外に区域外特定事業所（東日本大震災復興特別区域法施行規則第17条第2項に規定する区域外特定事業所をいう。）以外の事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫その他これらに類する施設（⑾から⒄までにおいて「事業所」という。）を有しないものであると見込まれること。」とすること。

2　⑻の「3億円以上」は、指定する法人が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第6項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は同法第68条の9第6項に規定する中小連結法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結親法人である農業協同組合等を含む。）の場合は、「3千万円以上」とすること。

3　指定する法人が区域外特定事業所を有するときは、⑽の次に次のように加えること。

⑾　区域外事業所（⑹の復興産業集積区域の区域外にある事業所をいう。⑿から⒄までにおいて同じ。）において指定に係る復興推進事業に係る主たる業務を行わないこと。

⑿　区域外事業所において使用される従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の10分の3に相当する数又は2人のいずれか多い数以下であること。

⒀　各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員の数以上であると見込まれること。

⒁　区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員の数の合計を超えると見込まれること。

⒂　各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額以上であると見込まれること。

⒃　区域外事業所を有する場合における各積立て年度の本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計が、区域外事業所を有しないと仮定した場合における各積立て年度の当該法人の常時使用する従業員に対して支給する給与等の支給額の総額の合計を超えると見込まれること。

⒄　各積立て年度において、区域外事業所を有する場合における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数が、区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度の前年度（区域外事業所を有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度が指定を受けようとする事業年度又は連結事業年度であるときは、当該有することとなる日の属する事業年度又は連結事業年度）における本店又は主たる事務所及び区域外事業所以外の事業所において常時使用される従業員の数以上であると見込まれること。

附　則

この庁令は、平成二十六年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第二十八号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条、第三十八条第一項において準用する同法第二十六条及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び業務経理」を「、業務経理及び退職等年金給付業務経理」に改め、同条第五項中「取引」の下に「（次項に規定する取引を除く。）」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　退職等年金給付業務経理は、法第二十七条第二項に規定する市町村連合会の業務のうち法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る業務に関する取引を経理するものとする。

第八条中「及び業務経理」を「、業務経理及び退職等年金給付業務経理」に改める。

第十二条の三第二項第二号中「取引」の下に「（次号に規定する取引を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二　退職等年金給付業務経理　法第百十三条第四項に規定する地方職員共済組合の事務のうち法第七十六条に規定する退職等年金給付に係る事務で団体組合員に係るものに関する取引

別表第一号表市町村連合会勘定科目目次中「業務経理　第1号表の4」を「業務経理　第1号表の4
退職等年金給付業務経理　第1号表の5」に改める。